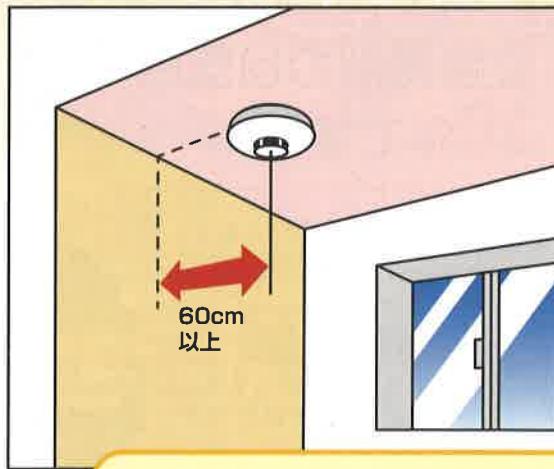
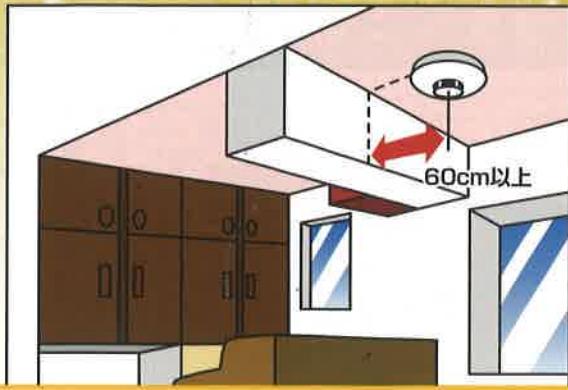


設置位置

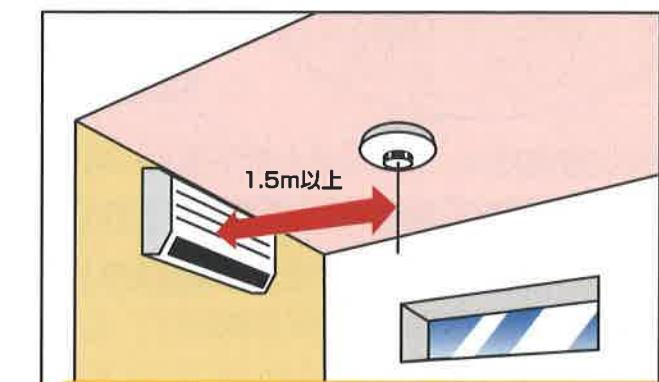


住宅用火災警報器の中心が、
壁から60cm以上離れた位置に設置

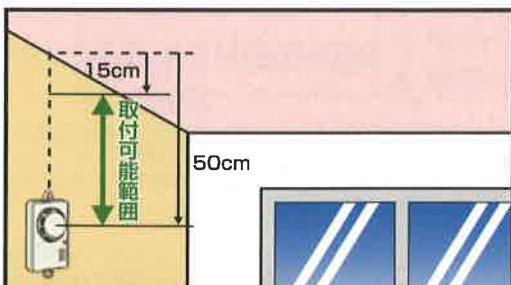


住宅用火災警報器の中心が、
はりから60cm以上離れた位置に設置

天井への設置が難しい場合は、
壁へ設置してください。



住宅用火災警報器の中心が、換気口等の
空気吹出し口等からおおむね1.5m以上
離れた位置に設置



壁に設置する場合は、天井から15~50cm以内に
住宅用火災警報器の**中心**がくるようにしてください。
(詳しくは取扱説明書をご覧ください。)

廃棄方法

家庭から排出されるものに限ります。※事業所からの排出物は対象外です。

岡山市

本体と電池を別にして

本体 → 小型家電として各自で回収所などへ持ち込み

電池 → 資源化物ステーションへ (建部地域は除く)

※+極と-極を絶縁処理してください。

詳しくは、環境局 環境事業課086-803-1321または086-803-1298まで



吉備中央町

本体ごと不燃ごみ

※電池は、できるだけ販売店のリサイクル回収へ

詳しくは、住民課 生活環境班 0866-54-1316まで